

- 地域社会における処遇に携わる関係機関等は、地域社会からの日常の気付きを処遇にいかせるよう、地域の精神保健福祉ボランティアや一般地域住民等からの意見や情報提供を受け入れる体制を整備し、これら意見等をケア会議に取り入れていくよう努める。
- 地域住民に対しては、必要に応じ、本制度の仕組み等について説明を行い、理解を得る。
- 個別の事情に応じ、一定の範囲で地域住民に情報を開示することで、対象者の社会復帰が促進されると見込まれる場合には、対象者の個人情報については厳に慎重に取り扱わなければならないことに留意しつつ、対象者の同意に基づき、地域住民に開示可能な情報の範囲を定めるものとする。被害者等が、対象者の処遇に関係する場合についても、対象者の社会復帰を促進する観点から、同様の配慮を行う。
- 保護観察所を始めとする関係機関は、被害者が対象者から再び同様の行為を受けることのないよう配慮し、必要な場合には、警察署等関係機関の協力を求める。

3 各 論

(1) 当初審判

ア 生活環境の調査の実施

- 保護観察所は、裁判所から命じられた調査項目を中心としつつ、次の事項について生活環境の調査を行う。
 - ・ 居住地の状況
 - ・ 家族の状況、家族の協力の意思の有無・程度（家族機能の状態）
 - ・ 地域の状況、地域住民等からの協力の可能性の有無・程度
 - ・ 本件に至るまでの生活状況、過去の治療状況等
 - ・ 想定される指定通院医療機関の状況
 - ・ 利用可能な精神保健福祉サービス等の現況
 - ・ 地域社会における処遇を実施する上で、特に留意すべきと考えられる事項
 - ・ その他対象者の生活環境に関すること
- 地方厚生局、指定医療機関、都道府県・市町村等の関係機関は、保護観察所の求めに応じ、生活環境の調査に必要な協力（関係機関の保有する対象者に関する情報の提供、意見照会に対する回答など）を行う。
- 調査に当たっては、必要に応じ、対象者の同意を求める。